（在外投票人名簿の登録の申請のときに提示する書類）

第八条　令第十五条第一項第一号に規定する総務省令で定める書類は、在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であって、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一　日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であって、当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

二　在外投票人名簿登録申請者がやむを得ない理由により旅券又は前号に掲げる書類を提示することができない場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか一のもの及びロに掲げる書類のいずれか一のもの。ただし、ロに掲げる書類の提示が困難な場合にあっては、イに掲げる書類のいずれか二のもの

［イ　略］

ロ　日本国又は居住国の政府又は地方公共団体以外の者が交付した書類であって、当該在外投票人名簿登録申請者の写真を貼り付けてあるもの

［２　略］

（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第九条　令第十五条第一項に規定する総務省令で定めるときは、当該在外投票人名簿登録申請者が国外に居住開始日（国外に住所を有することとなった日として法第三十六条第一項の規定による申請書に記載された日をいう。以下この条において同じ。）以前に到着した旨の旅券法第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているときとする。

（在外投票人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）

第十条　令第十五条第二項に規定する在外投票人名簿登録申請者の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第十一号様式に準じて調製しなければならない。

（在外投票人証の記載事項等）

第十三条　令第二十一条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、投票人の性別、在外投票人証の交付番号とする。

［２・３　略］

（在外投票人証の返納）

第十六条の二　令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める場合は、在外投票人証の交付を受けた者がその登録されている在外投票人名簿の属する市町村の選挙管理委員会から公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の六第四項に規定する在外選挙人証（以下「在外選挙人証」という。）の交付を受けた場合とする。

（指定船舶等）

第三十九条　法第六十一条第七項に規定する船舶安全法（昭和八年法律第十一号）にいう遠洋区域を航行区域とする船舶に準ずるものとして総務省令で定める船舶は、公職選挙法施行規則第十七条の二第一項各号に定めるものとする。

２　法第六十一条第七項に規定する指定船舶以外の船舶であって指定船舶に準ずるものとして総務省令で定めるものは、公職選挙法施行規則第十七条の二第二項に定めるものとする。

（指定船舶等に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式等）

第四十条　令第八十二条第二項の規定による請求書の様式は、別記第三十九号様式に準じて作成しなければならない。

２　令第八十二条の三第一項の規定による請求書の様式は、別記第三十九号様式の二に準じて作成しなければならない。

（在外投票人名簿の登録の申請のときに提示する書類）

第八条　令第十五条第一項に規定する総務省令で定める書類は、在外投票人名簿登録申請者の資格又は地位を証明する書類であって、次の各号に掲げるいずれかの書類とする。

一　日本国又は居住国の政府又は地方公共団体が交付した書類であって、当該在外投票人名簿登録申請者の写真をはり付けてあるもの

［二　同上］

［イ　同上］

ロ　日本国又は居住国の政府又は地方公共団体以外の者が交付した書類であって、当該在外投票人名簿登録申請者の写真をはり付けてあるもの

［２　同上］

（住所を有することを証するに足りる文書の提示の特例）

第九条　令第十五条第二項ただし書に規定する総務省令で定めるときは、当該在外投票人名簿登録申請者が国外に居住開始日（国外に住所を有することとなった日として法第三十六条第一項の規定による申請書に記載された日をいう。以下この条において同じ。）以前に到着した旨の旅券法第十六条の規定による届出が当該居住開始日以前にされているときとする。

（在外投票人名簿登録申請者の資格に関する意見書の様式）

第十条　令第十五条第三項に規定する在外投票人名簿登録申請者の在外投票人名簿に登録される資格に関する意見書は、別記第十一号様式に準じて調製しなければならない。

（在外投票人証の記載事項等）

第十三条　令第二十一条第一項第三号に規定する総務省令で定める事項は、投票人の性別、法第三十七条第三項に規定する在外投票人証の交付番号とする。

［２・３　同上］

［新設］

（指定船舶）

第三十九条　法第六十一条第七項に規定する総務省令で定める船舶は、公職選挙法施行規則第十七条の二に掲げるものとする。

［新設］

（指定船舶に乗船している船員の不在者投票における投票送信用紙及び投票送信用紙用封筒の請求書の様式等）

第四十条　令第八十二条第二項（令第八十三条第三項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による請求書の様式は、別記第三十九号様式に準じて作成しなければならない。

［新設］